

目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

【新型インフルエンザ等対策特別措置法＝特措法】（平成25年4月13日施行）

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、新型インフルエンザ及び新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠を明確にするために法的整備をした。

【主な内容】

- ・行動計画の作成（国、都道府県、区市町村）
- ・発生時に、国、都道府県に対策本部を設置、政府が緊急事態宣言を行った場合に区市町村は対策本部を設置
- ・発生時における登録事業者に対する特定接種の実施
- ・海外発生時の帰国者・渡航者対策の的確な実施
- ・緊急事態発生時の措置（外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、区民に対する予防接種など）

1 目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方

- 目黒区新型インフルエンザ等行動計画（以下「目黒区行動計画」という）は、平成25年4月に施行された特措法第8条の規定に基づき策定する計画。
- 目黒区行動計画は、国や都の行動計画と整合性をとりながら、目黒区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する具体的な対策を示したもの。
- 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう策定。

2 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 区民生活及び社会活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

3 被害想定

- 区民の約30%が、次々と患し、ピーク時には、従業員本人のり患や、家族の世話、看護等のため、従業員の出勤が困難となり、最大40%程度が欠勤を余儀なくされると想定。目黒区では、患者数を80,000人、入院患者数を6,200人、死亡者数を430人（病原性中等度）～1,600人（病原性重度）と予測。

4 発生段階

未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者を疫学調査で追える状態、都内では患者が発生していない状態
都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

5 対策推進のための役割分担

国：新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備し、発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進。

都：都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備などの推進及び感染症法に基づく発生動向を監視する。発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進。

区：目黒区行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との連絡調整、住民への予防接種体制の構築、要援護者への支援を検討するなどの対策の推進及び感染症法に基づく発生動向を監視し、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大防止策に関する知識の普及啓発に努める。発生時には、国の基本的対処方針及び都の指示や要請に基づき、感染拡大の抑制、住民への予防接種や要援護者への支援など、目黒区行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進。

医療機関：新型インフルエンザ等の患者を診察するための院内感染防止対策等の整備や診療継続計画を策定し、発生時には、地域の医療機関が連携して診療体制の強化に努め、発生状況に応じた医療を提供。

指定（地方）公共機関：新型インフルエンザ等対策を実施するために業務計画を策定し、体制の整備等を行い、

発生時には、その業務について対策を実施。

登録事業者：医療の提供や国民生活及び社会機能を維持する事業者は、その業務の事業継続の準備を行い、発生時には社会的使命を果たすことができるよう対策を実施。

一般事業者：職場における感染予防策や体制を整備し、発生時には都や区が行う対策に協力。

区民：平常時には、マスクや食料品・生活必需品等の備蓄に努め、発生時には個人でも可能な感染予防策の実施。

6 区の危機管理体制

発生段階	組織体制
未発生期	危機管理会議（危機管理に関する全庁的な計画及び方針等の決定並びに施策等の総合調整及び決定）
海外発生期	危機管理対策本部（部の対応能力を超えて横断的な連携対応が必要な場合又は全庁的な態勢による対応が必要な場合等に、緊急対応を迅速かつ的確に行うため設置。区長が本部長）
国内発生早期	政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言
都内発生早期	新型インフルエンザ等対策本部（新型インフルエンザ等対策特別措置法、目黒区新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく）
都内感染期	政府が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言 危機管理対策本部
小康期	政府が新型インフルエンザ等対策本部を廃止 危機管理会議

7 対策の基本項目と主な対策

(1) サーベイランス・情報収集

- 海外発生後は速やかに、平常時のサーベイランスに加えて、患者早期発見のためのサーベイランスを強化。

(2) 情報提供・共有

- 平常時から、インフルエンザの感染予防策について普及啓発。
- 外国人や障害者など情報が届きにくい人にも配慮した、受け取り手に応じた情報提供手段を整備。
- ホームページ、メールマガジン、ツイッターや関係機関へのポスター掲示など、多様な媒体を用いて周知。

(3) 区民相談

- 医療機関の受診や健康の相談に対応する、「新型インフルエンザ相談センター」を設置。
- 施設の閉鎖や事業の休止などの区民生活に関わる相談に対応する、「新型インフルエンザコールセンター」を設置。

(4) 感染拡大防止

- 一般的な感染予防策の励行や、予防接種、学校休業、職場での感染予防策、不要不急の外出や催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を実施。
- 政府が緊急事態宣言を行ったときには、都知事が特措法に基づき、施設の使用制限や管理する者又は催物を開催する者に対して開催制限等を要請。

(5) 予防接種

- 国が行う特定接種への協力。
- 発生時に全区民を対象に行う住民接種を、原則として、学校や住区センター等の区有施設を利用した集団的接種により接種を実施。

(6) 医療

- 海外発生期～都内発生早期は、新型インフルエンザ等に感染した疑いがあると考えられる人を、新型インフルエンザ相談センターで、「新型インフルエンザ専門外来」へ受診するように振り分ける。検査の結果、患者と確定した場合には、感染症指定医療機関に入院勧告。
- 都内感染期以降は、新型インフルエンザ等の外来診療や入院治療は、原則、通常の医療体制で実施。
- 目黒区保健所は、地域医療機関の調整を行う。

(7) 区民生活及び社会活動の安定の確保

- 町会等地域住民団体、ボランティア、介護事業者、医療機関等と連携し、一人暮らしの高齢者や障害者等の要援護者への生活支援を実施。
- 区政機能の維持
区政が滞ることがないよう新型インフルエンザ等対策業務継続計画や対応マニュアルを作成し、業務を継続。

8 発生段階に応じた主な対策

対策の基本項目	主な対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期	緊急事態宣言時
1 サーベイランス・情報収集	発生状況等の情報収集及び早期発見 発生段階に応じたサーベイランスの実施	通年のサーベイランス	サーベイランスを強化、患者等の全数把握			死亡者・重症患者の把握		
2 情報提供・共有	区民、事業者への迅速な情報提供 都、医療機関など関係機関との連携強化		発生状況、感染予防策、相談体制の周知	感染リスクの高い施設、区の施設へ感染対策を周知			第一波終息発表	
3 区民相談	新型インフルエンザ相談センター設置 感染拡大防止策ほか各種相談対応		新型インフルエンザ相談センターでの健康相談、トリアージ、医療機関案内等				平常体制の回復	区民・事業者への要請等に対する相談対応
4 感染拡大防止	帰国者・渡航者対策、感染リスクの高い施設の感染対策、個人の感染予防策や催物等の自粛の呼びかけ	普及啓発	帰国者・渡航者 感染予防策の対策への協力 呼びかけ強化		感染リスクの高い施設の感染拡大防止策強化 不要不急の外出や催物の自粛の呼びかけ		感染拡大防止策の解除	施設使用や催物開催の制限等の要請
5 予防接種	国が行う登録事業者等への特定接種の協力 住民接種の実施		特定接種への協力 住民接種の準備開始		住民接種の実施		第二波に備えた接種の勧奨	住民接種(努力義務)
6 医療	地域医療体制の確保 新型インフルエンザ専門外来の設置(都)		専門外来の設置、感染症指定医療機関での入院措置		全医療機関での診療		平常体制の回復	
7 区民生活及び社会活動の安定の確保	区民生活及び区政機能の維持 要援護者の把握及び生活支援		適切な行動の呼びかけ開始		適切な行動の呼びかけ強化 要援護者への生活支援		平常活動の回復	適切な行動を要請

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。

正しい手の洗い方

手洗いの前

- 爪は短く切っておきましょう
- 時計や指輪は外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石鹸をつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのばすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石鹸で洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

咳エチケット

マスクを着用する

くしゃみや咳が出ている間はマスクを着用し、使用後のマスクは放置せず、ごみ箱に捨てましょう。マスクを着用していても、鼻の部分に隙間があったり、あごの部分が出たりしていると、効果がありません。鼻と口の両方を確実に覆い、正しい方法で着用しましょう。

<正しいマスクの着用>

- 鼻と口の両方を確実に覆う
- ゴムひもを耳にかける
- 隙間がないよう鼻まで覆う

口と鼻を覆う **すぐに捨てる**

ティッシュやペーパータオルで口と鼻を覆う。周囲にからまないよう顔をそらさせ、ティッシュなどで口と鼻を覆う。

ティッシュやペーパータオルをすぐにごみ箱に捨てる。口と鼻を覆ったティッシュは、すぐごみ箱に捨てましょう。

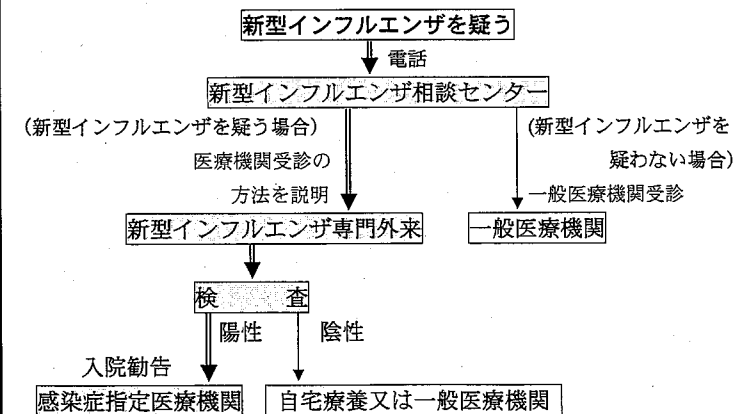
周囲の人からなるべく離れる **こまめに手洗い**

くしゃみや咳の飛沫は、1~2メートル飛ぶと言われていています。

くしゃみや咳などを押さえた手から、ドアノブなど周囲のものにウイルスを付着させたりしないために、インフルエンザに感染した人もこまめに手洗いをしましょう。

【新型インフルエンザを疑う場合の医療機関の受診の仕方】

①海外発生期から都内発生早期



②都内感染期(全ての医療機関で対応)

